

## 会 議 録

名 称 令和4年度第1回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会  
日 時 令和4年4月22日(金) 午後2時00分～午後3時37分  
場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室(オンライン会議)  
出席委員 山田健太 斉木秀憲 土田伸也 高山梢 上田啓子 旦尾衛 朝倉宏美 藤原和子  
吉田周平 中村重美 大崎ゆき 大重史朗  
説明員等 DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳 総務部区政情報課長 末竹秀隆  
地域行政部住民記録・戸籍課長 松見径 清掃・リサイクル部事業課長 泉哲郎  
障害福祉部障害施策推進課長 宮川善章  
障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当係長 倉島徹  
都市整備政策部居住支援課長 小沼文人  
教育政策部教育相談・支援課長 柏原耕治朗  
事 務 局 総務部区政情報課長 末竹秀隆 DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳  
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹  
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

### 会議次第

#### (1) 審議事項

諮問第969号

「教育相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(ほっとスクール「希望丘」運営業務委託における個人情報の項目の追加)

諮問第970号

「清掃・リサイクル事業業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(粗大ごみリユースを促進する仕組みの実証実験)

諮問第971号

「住宅業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について  
(東京都マンション管理状況届出制度における専門調査業務委託の個人情報の項目の追加)

諮問第972号

「住民基本台帳事務業務」、「印鑑登録事務業務」、「戸籍事務業務」、「戸籍の附票

事務業務」、「身分証明事務業務」、「火（埋）葬、改葬事務業務」、「特別区民税業務」、「軽自動車税業務」及び「生活保健業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

（キャッシュレス決済に係る業務委託）

諮問第973号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

（精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業委託の実施）

諮問第974号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

（はり・きゅう・マッサージサービス受付業務委託の個人情報の項目の追加）

## （2）報告事項

・事前送付した報告事項に係る質問への回答について

（報告第343号及び第344号）

## （3）その他報告事項

・世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会の検討状況について

## 1. 開 会

会長 ただいまから令和4年度第1回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の出席委員などにつきまして事務局から事務連絡をお願いいたします。

区政情報課長 区政情報課長、末竹でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

本日は、菅澤委員から御欠席の御連絡をいただいております。なお、菅野委員が間もなく入っていただけたと思うんですけども、現在遅れております。本日、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例に基づき会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、審議会資料につきまして、先に送りました資料1ページ目に欠落がございましたので、差し替えの資料を20日水曜日にメールで送らせていただきました。本日の審議会におきましては、こちらのメールで送りました資料のページ数の番号をもちまして御案内させていただきますので、御承知おきいただきたくお願い申し上げます。

会長 それでは、事前にお送りしております前回、令和3年度第6回及び第7回審議会の会議録について確認をいたします。既に各委員におかれましてはお目通しいただいていると存じますが、内容はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。よろしければ、令和3年度第6回及び第7回審議会の会議録はこのとおり決定いたします。

では続きまして、傍聴の有無について、事務局、御報告をお願いいたします。

区政情報課長 本日の傍聴の希望はございません。

## 2. 議 事

会長 では、早速審議に入ります。

本日は諮問案件が6件となっております。

### (1) 審議事項

諮問第969号

会長 まず、諮問第969号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の1ページを御覧ください。「教育相談業務」における外部

委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、教育政策部教育相談・支援課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

教育相談・支援課長 教育相談・支援課長の柏原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議資料No. 1、諮問第969号「教育相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（ほっとスクール「希望丘」運営業務委託における個人情報の項目の追加）について御説明いたします。

まず、1、委託の件名でございますが、こちらについては記載のとおりでございます。

次に、2の委託の内容でございます。区では、心理的理由等で登校できない児童生徒のために、心の居場所として、ほっとスクール希望丘を平成31年2月に開設し、民間事業者に運営業務を外部委託により実施しているところでございます。なお、本件につきましては、平成30年8月28日付諮問第797号において御審議いただいている内容となっております。現在、ほっとスクールに登録のあるものの、通室につながっていない児童生徒に対して、電話や手紙による働きかけを行っておりますが、今後、通室への動機づけや社会的自立に向けた継続的な支援につなげるためには、より効果的な支援を行う必要があることから、今後、Z o o m等を活用したオンラインによる学習・相談支援業務を委託するものでございます。

次に、3の諮問の趣旨でございます。重なる部分ございますが、ほっとスクール希望丘におきまして、新たにオンライン学習、相談支援業務を実施するに当たり取り扱う個人情報の項目を追加するもので、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものでございます。

4の対象となる個人の範囲につきましては、記載のとおりでございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、区から委託先へ提供するものはございません。

3ページを御覧ください。委託先が本人から収集するものは記載のとおりでございます。また、区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

件数につきましては、年間約80件でございます。

次に、6、個人情報を取り扱う場所につきましては、ほっとスクール「希望丘」でございます。

7の個人情報を取り扱う場所についての共用の有無はなしでございます。

8の委託先との個人情報の授受の方法は、口頭、文書及びファクシミリによる方法としております。

次に、9の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理はございます。

次に、10の委託先の個人情報の保護管理の体制でございます。個人情報保護管理に関する利用及び提供や個人情報の適正管理義務などの社内規程が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されていることを確認しております。また、個人情報を含む文書は施錠できる室内キャビネットで保管され、入退室管理、防犯対策が講じられていることも併せて確認しております。

11の委託の条件及び12の委託の開始時期及び期間につきましては記載のとおりでございます。

13の委託先（参考）でございますが、こちらにつきましては、特定非営利活動法人東京シューレでございます。

私からの御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、質問はありますでしょうか。

確認ですが、これはNPOの東京シューレのほうで、学校法人のほうではないという理解でよろしいですか。

教育相談・支援課長 そのとおりでございます。

会長 ありがとうございます。

委員 私の聞き間違いかもしれませんが、件数が80件とおっしゃったような気がしますが、これは480件でよろしいでしょうか。

教育相談・支援課長 申し訳ございません。資料のほうを差し替えさせていただいております。80件が正しい数字となっております。

委員 失礼いたしました。ありがとうございます。

会長 差し替え資料のとおり80件ということで、よろしくお願いたします。

委員 個人情報を取り扱う場所ということで、ほっとスクール「希望丘」及び区長が指示する場所と書いてありますが、区長が指示する場所というのは、例えばどういうところが考えられるのでしょうか。

教育相談・支援課長 現状として、区長が指示する場所というところで特別に定めているものは、実態としてはございません。ほっとスクール希望丘の中に事務室がございまして、全て施設ができる管理体制を組んでおりますので、現状としてはそちらに保管するということで指定しております。

委員 これは何かの条例とか、何かに基づいてこういうふうに記載しなければいけないということなんですか。それなら希望丘だけでよろしいんじゃないかと思うんですけども、あえて区長が指示する場所と記載している理由は何ですか。

教育相談・支援課長 申し訳ございません、特段、区長が指示する場所ということにつきましては、深い意図というのが正直ないところでございまして、現状としては、ほっとスクールの事務室の造りの中で全て管理できるということとさせていただきます。もしほかに想定されることがあった場合に、区長が指示する場所で保管し得る可能性があるということで記載をさせていただいているところでございます。実態としては、事務室内だけで保管しているという現状でございます。

委員 大丈夫です。

会長 今の点については、どういたしましょうか。もし、削除して差し障りないのであれば、基本的にはなるべく限定的に行うというのが原則かと思いますが、担当課のほういかがでしょう。

教育相談・支援課長 現状、先ほど説明したとおり事務室のみとなりますので、「区長が指示する場所」という文言につきましては削除させていただきます。よろしく願いいたします。

会長 委員、ありがとうございます。では、御指摘のとおり削除するという形にさせていただきます。

ほかはよろしいでしょうか。では確認いたしますが、5の(2)の件数については80件、それから、6の取り扱う場所については希望丘で限定するという形でお諮りをしたいと思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。ないようでしたら、諮問第969号については異議なしと認めます。

諮問第970号

会長 では次に、諮問第970号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の4ページを御覧ください。「清掃・リサイクル事業業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の5ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、清掃・リサイクル部事業課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

事業課長 清掃・リサイクル部事業課長の泉と申します。よろしくお願いたします。

それでは、「清掃・リサイクル事業業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（粗大ごみリユースを促進する仕組みの実証実験）、こちらについて諮問資料を基に御説明をいたします。

本件は、令和3年10月29日、諮問第943号で一度御説明をさせていただいている委託事業の追加の事項となります。

1、委託の件名は記載のとおりでございます。

2、委託の内容です。以前にも御説明をさせていただいておりますが、区では、増加をいたします粗大ごみを削減するため、民間事業者と連携し、粗大ごみのリユースを促進する仕組みの実証実験を実施しており、当初の予定では、令和4年3月末までの実施としておりましたが、令和5年度以降の本格実施を見据え、事業精度をさらに高めるため、令和4年度末まで延長することといたしております。本実証実験の延長に伴い、これまで不要品持込みスポットの保管スペースの問題から、リユース品の持込みや引渡しができなかった大型家具等についても、実施場所が確保できる範囲の中でリユースを実施するため、以下の対応を追加で行います。大型家具等を引き渡す際の荷運びは、譲受者本人の責任で行うものですが、介助が必要となることも想定されます。また、その介助に当たりまして、運搬時に車両損壊等の事故も懸念されますことから、譲受者が引渡し時の荷運び及び介助を希望する場合、譲受者から荷運び介助依頼書の提出を受けた後、区及び委託先の職員が介助することといたします。

3の諮問の趣旨、4の対象となる個人の範囲、こちらは記載のとおりでございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございます。個人情報の項目についてですが、区から委託先へ、また区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

委託先が受付を行うに当たって、本人から収集するものとしたしましては、氏名と電話番号でございます。

(2)の件数につきましては、約30件を見込んでおります。

項番の6から7につきましては記載のとおりでございます。

項番8、委託先との個人情報の授受の方法についてですが、こちらは文書による授受を行います。荷運び介助依頼書に氏名、電話番号を記載していただき、速やかに区に引渡しをしていただきます。

項番の9から13については記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。テレビ番組でも最近よく紹介されている事業かと存じますが、皆さん大丈夫ですか。では、ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第970号については異議なしと認めます。

諮問第971号

会長 次に、諮問第971号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の7ページを御覧ください。「住宅業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の8ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、都市整備政策部居住支援課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

居住支援課長 それでは、居住支援課長、小沼のほうから御説明させていただきます。

まず、事業の概要でございます。平成31年3月、東京都は、分譲マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例を制定いたしました。本都条例に基づきまして、令和2年4月よりマンション管理状況届出制度が開始されまして、区分所有法が改正された昭和58年12月31日以前に新築された6戸以上のマンションは、管理状況の届出が義務づけされたところでございます。



区分所有法が改正される以前は、管理組合の設置が任意でございまして、管理上、問題を抱えている可能性があることから、管理状況を把握するものでございます。区は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づきまして、都条例の事務を行っております。マンションの管理不全予防と適正管理のため、届出及び専門の見地から訪問調査により管理状況を把握し、管理状況に応じた助言、支援を行う必要がございます。

1の委託の件名は記載のとおりでございます。

2の委託の内容につきましては、現在都条例に基づく届出を受理したマンションのうち、届出書の管理組合、管理費等、必須7項目に「無」と届出があったマンション及び未届のマンションに対しまして、専門の見地による外観及び管理状況の訪問調査を外部委託により実施してございます。しかしながら、調査対象のマンションの権利関係が把握できず、適切な助言、支援が十分にできていない場合や届出者となる区分所有者の特定が難しい場合がございます。

本件は、委託先に新たにマンションの権利関係の情報を提供し、事前に権利関係を把握し調査することで、より精度の高い助言、支援や届出率向上に向けた訪問調査を行うものでございます。

諮問の趣旨は記載のとおりでございます。

対象となる個人の範囲は、昭和58年12月31日以前に新築された6戸以上のマンションのうち、届出書の管理組合、管理費などの必須7項目に「無」と届出があったマンション及び未届のマンションの区分所有者でございます。

委託で取り扱う個人情報の項目及び件数は、新たに追加する個人情報の項目といたしまして、区から委託先へ提供する新たな項目は、権利関係の書類でございまして、原則は登記事項要約書でございますが、法人登記の場合などについては登記事項証明書となっております。委託先が本人から収集するもの、区及び本人以外から委託先へ提供するものは、新たな項目はございません。

件数の見込みにつきましては、年間約170件。これはマンションの数でございまして、例えば1件に区分所有者が10人いれば、掛ける10というような形になります。

6の個人情報を取り扱う場所から、11の委託の条件までは記載のとおりでございます。

12の委託の開始時期及び期間につきましては、令和4年5月から継続して行っております。

13の委託先につきましては、一般社団法人の東京都マンション管理士会でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 では、ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと確認の意味で教えていただきたいんですが、先ほど件数のところ、これは5の(2)の件数(見込み)170件というふうにありました。これは区内のマンションの数という表現があったかと思うんですが、現行でもこれは委託により訪問調査を実施されているわけです。その全数がそうなのか、あるいはそのうち特に今回の案件としてかかっている、新たに区分所有者の特定を可能とする権利関係の情報を提供する件数がそうなのか、そのところをちょっと数値の関係を確認の意味で教えていただきたいんですが。

居住支援課長 分かりました。このマンションの管理状況の対象となるマンションは、合計で1,026件ございます。このうち、管理不全の兆候があるマンション、もしくは届出がされなかった未届のマンションについて訪問調査を行うものでございまして、今年度は、その未届と管理不全の兆候があるマンションの170件を調査対象としているところでございます。

委員 ありがとうございます。

委員 ちょっと私自身が勉強不足のところもあるかもしれないので教えていただきたいんですが、マンションの管理、要するに昭和58年以降ですかね。この法律ができて以来、私のうろ覚えで申し訳ないんですが、要するに、分譲マンションを建てる際に管理組合をつけたほうがいいというような法律ができたんだと思うんですよね。それで一時、例えば権利関係で登記事項要約書とかって、それぞれ例えば80件入っているマンションだったら、全てどういう人が住んでいるのかということまで、このマンション管理士会に報告する必要があるのかどうか、そのあたりを教えていただきたいんですが。

居住支援課長 昭和58年以前は管理組合が義務づけではなかったんです。これ以降については義務づけになっておりますので、58年以前は管理組合がないというところで、管理不全に陥るおそれが高いと想定されます。届け出る項目については7項目ありまして、管理組合があるかどうかとか、あとは管理者がいるか、管理規約があるかどうか、年1回の総会が開催されているか、管理費があるか、修繕積立金があるか、修繕が計画的に実施されているか、これは必須7項目になっておりまして、これは義務として届け出る必要がございます。あとは任意ですけれども、防災の関係とか耐震の関係とかの記載が要旨的にはあるというところでございます。

委員 要するに、私もうろ覚えなんですけど、昔のマンションというのは例えば建てた建設会

社の社員が管理人をやっていたり、そういった経緯があったんですね。高度経済成長時代にマンションがぼこぼこ東京都内に建ち始めた頃というのは、管理人が建設会社の社員であったりちょっとはっきりしていなかったのが、要するにその趣旨はちょっとはっきりしないんですが、私の個人的な理解なんですけれども、マンションというのは本来自分の家なわけだから、買ったからには建設会社とはもう縁は切れて、自分たちで管理組合をつくって、管理人も自分たちで雇いましょうというような、そんな社会的な背景があったんじゃないかと思います。最近、特にマンション管理会社なんていう管理人が別途、住み込みではなくて、朝、スーツで出勤してくるというマンションもあるみたいですが、その住民たちの管理組合の有無を調べればいいのであって、それぞれどんな人が住んでいるかどうかまで調べる必要があるのでしょうかとさっき聞いたつもりなんですけれども、そのあたりはいかがなのか。権利関係と書いてあるので、区から委託先へ提供するもので登記簿などを提供するわけですよね。そこまで必要なんですかということをお尋ねしているんですが、いかがでしょうか。

居住支援課長 分かりました。今回、登記簿を提供する大きな理由としては2つございまして、1つは、マンション管理士が、例えば管理不全の兆候があるマンションに行ったときに適切なアドバイスが行えるようにするというものでございまして。例えば事例としては、登記簿上は1棟の建物だったんですが、実際調査へ行ってみると、区分所有者は2棟という認識をしていて、別々に管理をしていたというようなこともございまして、それは登記簿を見れば1棟ということが分かるんですが、そういうのを適切に指導する、アドバイスをすることが登記簿を提供することによってできるということです。

もう一つは、未届のマンションに届出を促すわけなんですけど、行ったときに、区内マンションは結構賃貸化が進んでいて、調査へ行ったら1軒1軒回っていくんですけども、届出の対象となる区分所有者に行き当たるまでにかなり時間がかかったり、行き当たれなかったりということで、登記簿を見ればピンポイントでその区分所有者のところに訪問ができると、大きく分けてこの2つの趣旨で提供するというところでございまして。

委員 私の理解では、要するにこういうことでしょうか。古いマンションなどではもともと住んでいた人が、例えば新たに家を買って人に貸しているとか、もっと古いマンションになると、そこがもう事務所になっているとか、人に貸している、あるいは投資のためにマンションを買っていて、大家さんとなっている本来の持ち主が結構遠い道府県にいたりということがあるので、事実上、私自身がちょっと昔の感覚だったのかもしれませんが、大

家さん自身がもう散り散りばらばらになっている可能性があって、管理組合というのは、借りている側は別に管理組合に入る必要はないわけですよね。賃貸で借りている人は管理組合員になる必要はないと思いますので、大家さんがもう散り散りばらばらになっていて、管理組合が成立していない可能性があるから調べる必要が出てきたということなんでしょうか。

居住支援課長 そういうこともございますし、例えば管理組合があったとしても、それを今回届け出ていただくことが義務づけされているんですが、届け出ていただくのは区分所有者になりますので、区分所有者のところに訪問したいんですけども、訪問したときに誰が区分所有者かというのが分からないというところがあって、それで登記簿を見て訪問すれば区分所有者が分かるので、ピンポイントに行くことができ効率的というか、積極的に調査ができるというところがございます。

委員 分かりました。ありがとうございました。

会長 それでは、ほかにもございますでしょうか。事業は継続しているということになっていきますけれども、そうするとこの170件はだんだん減っていくということになるんですか。

居住支援課長 減らしていく方向で今調査のほうをかけているというところがございます。

会長 分かりました。では、ほかにもないようでしたらお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。 本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第971号については異議なしと認めます。

#### 諮問第972号

会長 次に、諮問第972号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の11ページを御覧ください。「住民基本台帳事務業務」、「印鑑登録事務業務」、「戸籍事務業務」、「戸籍の附票事務業務」、「身分証明事務業務」、「火(埋)葬、改葬事務業務」、「特別区民税業務」、「軽自動車税業務」及び「生活保健業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の12ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、12ページに記載の6課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課の住民記録・戸籍課及びDX推進担当課より説明いたします。

住民記録・戸籍課長 住民記録・戸籍課長の松見と申します。御説明をこれからさせていただきたいと思います。

早速御説明いたします。まず、項番1、委託の件名ということで、今回、キャッシュレス決済に係る業務委託ということでございます。

項番2、委託の内容でございます。現在、くみん窓口及び出張所の窓口においては、各種手数料の支払いを現金のみで取り扱ってございます。今後、区はこうした各種手数料のお支払いにおいて、キャッシュレス決済 クレジットカード、電子マネー及び二次元コードを指しますが、こちらに対応していきたいと。これに伴いまして、キャッシュレス決済サービスを運営します各事業者と加盟店契約を結ぶ必要が生じてございます。委託先には、各決済サービス事業者との加盟店契約事務、決済データの送信、区への決済手数料の振込み及び振込額に係る明細の作成業務を委託いたします。なお、キャッシュレス決済での支払いに対応いたします証明書の種別は別紙にまとめてございます。

項番3、諮問の趣旨でございます。こちらにつきましては、くみん窓口等で行われますキャッシュレス決済に係る決済業務を外部委託するというに伴いまして、個人情報を取り扱わせるということでございまして、区の個人情報保護条例第12条の規定に基づき、諮問をお願いするものでございます。

項番の4でございます。対象となる個人の範囲でございます。くみん窓口等において証明書等の交付手数料の支払いにキャッシュレス決済を利用する者でございます。

項番5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。(1)個人情報の項目、区から委託先へ提供するものはございません。委託先が本人から収集するものとしたしまして、氏名、クレジットカード等番号、クレジットカードの有効期限、利用料金になります。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)件数でございます。17万件程度を想定しております。

項番の6から9につきましては記載のとおりでございます。

項番10、委託先の個人情報の保護管理体制でございます。(1)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証しますプライバシーマーク、または国際規格ISO/IEC 27001の評価基準であります情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を取得しております。

また、(2)国際カードブランド設立組織「PCI SSC」によるセキュリティ基準

「PCI DSS」、こちらの認定を取得しております。

項番11、委託の条件でございます。個人情報秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた電算処理の業務委託契約の特記事項に類する覚書を委託事業者と取り交わしまして、これを遵守させます。

項番12、委託の開始時期及び期間です。令和4年7月から継続して行っております。

項番13、委託先でございます。こちら参考でございますが、現在のところ、三井住友カード株式会社及び株式会社ジェシービー、こちらへ委託いたします。

私からは、ここまでの説明になります。

会長 一旦ここで切ったほうがいいでしょうか、それとも、14についても引き続き説明いただいたほうがいいでしょうか、どうでしょうか。

区政情報課長 14については、DX推進担当課長からお願いします。

DX推進担当課長 14について御説明いたします。DX推進担当課長の齊藤でございます。

今回の件ですが、今後につきまして、ほかの各種の手数料とか使用料の収納業務で、同じようなキャッシュレス決済 クレジットカード、電子マネーや二次元コード、そういうことをほかの項目においても今後導入することが見込まれますので、今回の諮問においては、区における今後の各種の手数料とか使用料のキャッシュレス決済につきましては包括的に審議をいただいて、今後、それで承認いただければ、同様の外部委託、キャッシュレスをほかの手数料、使用料で導入するときにつきましては、報告事項として取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会長 分かりました。では、972号につきましては、項目の1から13と14を分けて、皆さん方の御意見、承認を取りたいと思います。まず、今回のキャッシュレス決済の業務委託について御意見、御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと幾つか教えていただきたいと思いますが、13ページの5の(2)の件数が17万件程度というふうに書かれています。これは後ほど分けて審議するという、DX推進担当のところからお話のあったこととの関係もありますので、当面はこれは17万件ということで話をしたいと思うんですが、これは全体の、言わばくみん窓口等においては、今は支払いは現金のみですと。この中で、特にキャッシュレス決済を希望する方がいた場合に、それに対応しますよということになったと思うんですが、そもそもくみん窓口等でいろんな各種手数料等の支払いをする場合に、現在は現金のみですが、そ

のキャッシュレス決済というのがどのくらいの割合で見込んでいるのか、それをまず1つは教えていただきたい。多分、その数が17万件ということになるのかと思いますけれども、全体の全体数の中で、どのくらいの割合でキャッシュレス決済という形に移行していくのか、そこをちょっと教えていただきたいなど。

それから2つ目の質問ですけれども、これはもともと今回の諮問案件のところにもありますように、いわゆる個人情報の保護の関係について、特にキャッシュレス決済に関わって、個人情報の保護についてかなり厳しめにしますよということなんですが、その関係で、ここも13ページの11のところ委託の条件というのがありますね。そこに、覚書を委託事業者と取り交わしとなっています。言わば、覚書を交わすというふうに定められているんですが、ただ、これは委託先(参考)として挙げられたカード会社2社がそこに書かれています。そのカード事業者にとっては、かなりこの事業自体はおいしい情報というふうに言えるかと思うんです。そういう点では、仮に覚書を交わした場合、やっぱり委託後の業務執行そのものについての確認というのが具体的にはどのように行われていくのか、その仕組みのところを、いろんな保護管理体制はきちりしていますよというふうに書いてはあるんですけれども、具体的に委託後の業務執行の確認というのはどのようになされていくのか、その仕組みのところをちょっと御説明いただきたい、そのように思います。

住民記録・戸籍課長 御質問いただきました、まず1点目でございます。13ページの5の(2)の件数17万件ということでございますけれども、こちらは今回想定しておりますキャッシュレス決済の手数料の算出に当たりまして、各所管部署から証明書種別ごとに見込まれる件数を積み上げたものがございます。その件数が85万件ということで、全体で想定をしております。そのうちのキャッシュレス決済利用が、およそ20%あるだろうと見込みまして17万件程度ということでございます。これは多少、キャッシュレス決済利用率20%は少々高い想定かとは思いますが、こちらのほうのキャッシュレス利用率ということで積算をしております。

2点目でございます。項番11の委託の条件でございますけれども、こちらにつきましては電算処理の業務委託契約の特記事項に類する覚書をということになっておりますが、これはこれからのものではありませんが、場合によっては契約書といいますが、そういったことを取り交わしてもということをご想定しております。それにつきましては遵守させるということを徹底して事業者のほうに申入れ、もしくは後日の確認等をきちんと行っていく

ということで考えております。

委員 今のお話のうち、2点目のところの覚書の関係ですが、これは言わば覚書一般ではなくて、契約書の取り交わしをしますよというふうな表現があったかと思うんです。契約の場合ですと、言わば契約に伴って仕様書、つまり、どういうふうに業務の遂行状況なり、あるいは業務に関しての確認を行うというものが、これは委託ですから、多分、完了、進行なりのそういう状況を確認するということが含まれるかと思うんですが、そういう点では、委託後の業務執行の確認については抜かりがないように行う、そういう理解でよろしいのでしょうか。

住民記録・戸籍課職員 住民記録・戸籍課の担当、菊池と言います。少し補足して御説明させていただきます。

こちらサービス利用という形になりまして、町の飲食店も利用されているところですが、実際に利用に当たっては、加盟店契約書というのを向こうに出すだけで使える形のサービスではあります。ただ、区としては、こういったセキュリティ面、委託の条件に書かれたようなことも守っていただくということで覚書を交わそうと思っています。実際その執行と申しますか、委託業務が行われていることの確認ですが、極端な話、誰もキャッシュレス決済を使わないという場合は、区に振込みがない形になるんですけれども、実際利用がされれば、相手先のほうでその件数等の集計処理が行われまして、こちらではその集計データを確認することができます。これがインターネットを経由して、リアルタイムで確認することができます。そして、実際、区にお金として入ってくるのが翌月です。毎月分が翌月になって区のほうに振り込まれてきまして、それをこちらで公金化するという処理を行います。毎月のその流れを進めることで、実際は履行を確認していくということになるかと考えております。

委員 今の御説明、よく分かりました。言わば契約の事務を行う場合の基本的な流れの問題ですから、それと当然それに伴ってのお金の出入りの関係、これは公金化の関係でそういう説明をいただいたわけで、いずれにしてもカード会社がここに入る、言わば加盟店契約を行う、その中での実際の委託を受けるカード会社の情報の扱いについて、それはやっぱりきちんとした形で進めていただきたい、そういう思いから今のような質問をさせていただきました。ありがとうございました。

委員 これもまた私の勉強不足かもしれないんですが、要するに、今回そこに書かれた委託先のカード会社2社というのは、先ほど飲食店を例にされていましたけれども、ただ飲食



店で食べたものを払うかどうかというレベルの、ここに最初に書かれてあるような例えば身分証明書を取るとか、戸籍謄本を取るとか、そういうのをキャッシュレスにするというだけで、三井住友カードとかジェーシービーが関わるということであって、例えば身分証明書の内容とか、戸籍の内容とかまでは、このカード会社に知られることはないわけですね。そういう覚書、契約書にも書かれてあるんでしょうか、教えてください。

住民記録・戸籍課長 ただいま委員からお話しいただいたとおりでございます。そうした情報というのは、キャッシュレス決済の事業者側のほうには流れないということになっております。

委員 分かりました。ありがとうございました。

委員 キャッシュレスに伴って、8番、委託先との個人情報の授受の方法というところに、文書によるというのがあるんですけども、キャッシュレスのいろんな実際の作業などで考えると、何かもうやり取りは全て電子的なもので終わっているのではないか、なぜ文書がわざわざ必要になるのかなというのをちょっと疑問に思いましたので、お教えください。

住民記録・戸籍課長 項番8の委託先との個人情報の授受の方法というところだと思いますけれども、これは文書によるとなっております。こちらにつきましては、キャッシュレスの処理をした際に、取引の伝票というものを印字して端末機のほうから、キャッシュレスの機器のほうから出てくるということで、こちらについてはお客様の控えと、あとカード会社の控えが出てまいります。こうした取引伝票が書面といいますか、紙で出てくるものですから、文書によるという御説明をさせていただいております。

委員 イメージは分かりました。ただ、何かそれは利用された方と区との間での伝票のやり取りかなと。今のカード会社と区の間では文書のやり取りはないので、ここまで書く必要があるのかなと、ちょっと疑問には思いましたけれども、そこら辺はどうなんですか。

住民記録・戸籍課長 委託先との個人情報の授受ということでございまして、結局このキャッシュレス決済を行うに当たっては、そうしたキャッシュレスの操作ですとか、そういった情報のやり取りについては、区側では特に個人的な情報は扱わないということになっております。項番5でございますように、委託で取り扱う個人情報の項目につきましては、(1)のところで委託先が本人から収集するものということで、こちらに記載している4項目が行くということになっておりますので、区はこの情報のやり取りについては介在

しないということでございます。ですので、こういった記載にさせていただいているということでございます。

委員 確かにそうですね。5番のところで、委託先が本人から収集するわけですね。それは電子的な機械によって収集するわけですね。

住民記録・戸籍課長 お話のとおりです。

委員 そうですね。8番の委託先との個人情報の授受で、さっきのレシートの話ですけれども、レシートの発行機みたいなものがある、そこから出てきたもので利用者の方に伝票の1枚を渡し、そして、区のほうでは伝票の1枚、2枚かもしれませんけれども、控えをお互いに持つような形というのが、この8番で想定している授受ですね。

住民記録・戸籍課長 お話のとおりでございます。

委員 そうすると、やっぱりちょっと何か委託先というのはカード会社ですね。利用者と区の間では伝票があるんですけども、委託先のカード会社と授受の方法のときに何かわざわざ文書って、何も介在していないのではないかなとまだに私はちょっと疑問が残るので、記載をわざわざする必要のあることなのかと思うんですけども、私の理解がちょっと変なのでしょうか。もう一度、申し訳ありません、そんなことで何度もお聴きするのは恐縮なんですけれども。

住民記録・戸籍課職員 住民記録・戸籍課担当、菊池です。

ここに、文書によると書かせていただいた考えとしましては、実際、機械と委託業者の間でデータとしてはやり取りがされまして、そのデータによってやり取りされたものが機械から印字して出てきて、レシート紙のような形で出てくるんですが、それを一応、形なりに職員が切り取って手にしたものをお客様にお渡しすると。委託事業者とお客様との間で、職員の手へ一度渡った形のものをお渡しするというような意味合いで、ここは文書によるという記載が必要かなと思って今回書かせていただきました。

委員 我々は事業者なので、カードリーダーを扱うのは店のものというイメージなので、私はこれは区の職員の方がいじっていらっしゃるものだと思っていたんですけども、このカードの決済のときに、既に委託業者の方が介在しているということですか、今の御説明は。

住民記録・戸籍課職員 操作する職員としては、窓口にいる区の職員になります。触る機械のところまでは委託事業者であるというような整理を今回はしました。

委員 何となくそういうふうに考えていらっしゃるんだなと分かりましたけれども、そこま

で丁寧に考えられたということで、私は理解させていただきます。そこまで書かなくてもといまだに思うんですけれども、今のようにきちんとしたお考えなんだということで理解させていただきました。

会長 今のやり取りについては整理し直す必要があるのかどうか分かりませんが、取りあえずは、この文書というのは別に残るものじゃないわけですね。今の御説明だと。あくまでも機械から出てきたものが、職員の手を経由して利用者というか支払い者に渡るとい、その瞬間に1回来るので書いているだけの話であって、特別、区には残るものではないということだけ、ここの場では確認をしておきたいと思います。よろしいでしょうか。

住民記録・戸籍課長 お話しいただいているとおりでございます。

会長 ほかはいかがでしょうか、大丈夫ですか。 では、一旦、972号の1から13まで今回の9業務の外部委託、キャッシュレス化の問題についての皆さん方へのお諮りをしたいと思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

では引き続きまして、先ほどDX推進担当から御説明ありましたように、今回のキャッシュレス化、今御了解いただいたわけですが、どこまで広げるかについては、今後の区内検討かと思いますが、決済を広げていきたいということについての御意見、御質問、よろしくお願いたします。項目14の件です。よろしければ、今後これについては報告事項のほうに移すということになります。

委員 これもちょっと質問というか、今後の考え方のところで伺いたいと思うんですが、先ほどのお話の中では、13ページの件数は17万件、これは全体85万件のうち20%を想定して17万件というふうな形になっていますが、14番のその他のところでは、言わばここの趣旨としては、今後もキャッシュレス決済の導入を拡大していく、そういう方向性が出ているかと思うんですが、これをどのくらいの目安といいますか、割合まで持っていくのか、あるいはまさか全部をキャッシュレス決済というふうになさるとは思えませんが、大体どのくらいの目安をお考えなのかをちょっと教えていただきたい。それから、そうなれば当然件数が増えていくと。今は委託先の参考として、2社のカード会社が入っていますけれども、その委託先それ自体も増えていくのかどうなのか、そのところを。

それから、当然これに関わっては、保有されるカードとそのバックにあるリンクしていく利用者の方の金融機関、口座の関係ですね。その連携というのは当然出てくるわけですから、

けれども、そのところの規制というのは、どういうふうに委託先に対してかけられるのか。そのところもちょうと参考までに伺いたいと思います。

D X推進担当課長 D X推進担当課長、齊藤です。

まず1点目の御質問、どれぐらいの件数が見込まれるのかということですが、それが世の中のキャッシュレスの普及度合いにもよって、先ほど20%と申しましたのは、多分世の中の的には普及と連動している部分があると思うんですけれども、私どもとしましては、区が現金で収納しているものの業務の中には大口のものもあれば、それほどでもない小口のものもあるので、そこは優先順位をつけてやっていきたいと思っています。本当に年間数えるほどしか収納しないようなものに関しては、それをあまりキャッシュレスでやっても、それほど区民サービスの効果が見込めないというのをございますので、まずは大口のものからやっていって、そのほうが区民の利便性は向上すると思うので、それをまず進めていきたいと思っています。すみません、件数まではこの場では申し上げられないです。

それから2つ目の御質問としまして、カード会社が増えていくかどうかというところで、今キャッシュレスは電子マネーとか二次元コード、いろんな種類のものがたくさんありまして、その中で例えば普及しているものもあれば、ちょっとニッチなものもあると思うんですけれども、今回その2社という収納代行の業者を指定していますが、より多くのチャンネルというか、電子マネーの種類だとか二次元コードでやるとしたら、もしかしたらそこが増えていく可能性もあるかなとは思っております。

3つ目の御質問、規制といいますか、カード会社が増えてきたときの対応ですが、そこにつきましては今回の件で覚書を交わすということもございましたので、そういったことで規制をかけていって、事故ですとか個人情報の漏えいのないような形で担保を取っていかねばいけないと考えております。

委員 今御説明をいただいて、これは今後の問題なので、まだ予測なり、見込みの域を出ないということなので、これは実際にキャッシュレス化を進めますよと、そういう一定のアナウンスなりがあり、それからそれがさらにアナウンス効果で広がっていった場合に、様々な想定されることが起きますよと。ただ、そういう想定が起こった場合に、やっぱりそれに伴って当然件数も増えることによって、様々なリスクも増えてくることは考えられますので、そういう場合に、やっぱりこの一番冒頭にもあるような個人情報の保護というところは、区民の方々の個人情報をきちんと守られるような、そういう仕組みなり構築も

ぜひお願いしたいなと、そのことを要望させていただきたいと思います。

会長 ほかにございますでしょうか。一応、私のほうからも確認といいたいでしょうか、要望をあえて申し上げたいとは思いますが、これまでのいわゆる報告事項にしている問題については、非常に単純な重複とか、あるいは繰り返し作業が一般的で、例えば言うところ封緘作業であるようなものでありますけれども、それと今回のキャッシュレス化については、若干意味合いが違うということがあろうかなと思うんです。すなわち、今、何がキャッシュレス化事業に拡大するかは分からないというのはごもっともかと思いますが、やはり本当にキャッシュレス化がふさわしいかどうか、あるいはそれが問題ないかどうかという内容については、場合によってはきちんと議論をしたほうがいいものもあるかもしれない。それを同じキャッシュレス化という枠の中で自動的に了解するというのは、本来はあまり好ましくはないんじゃないかという側面は残っているかなと思いますので、十分そこは区内で慎重に見極めていっていただきたいというふうには思っております。

また同じように、委託先についてはそもそも諮問事項ではありませんので、この審議会でここがいいとか悪いということをごまかすかという問題はあるんですけども、ただし、いわゆる一般的な二次元バーコード等々の決済事業者については、大手であれば問題ないにしても、それほど長い歴史もないような事業者であったり、そういう新規事業者の参入も今後あり得るんでしょうし、その場合に、ここも無制限に委託先が拡大されていくということについては、住民、区民の信頼性や不安というのが拡大する可能性もあるわけですので、この点についても、一般事業者とはやっぱり違って、公的な機関におけるキャッシュレス化の場合には、委託先の拡大についても、一定の制約というのは当然入ってくるのかなと思いますので、ぜひこの点についても慎重に御判断いただきたいというふうには思っております。

さらに最後に、もちろんこれもキャッシュレス化に反対するという意味合いではありませんけれども、基本的には委託先の事業者が有した情報が、いわゆる匿名加工情報としてビッグデータ利用されるということは重々可能性があるわけですので、そういう形で区民情報が結果的には、事実上ビッグデータとして民間利用されていくという可能性についてもあるんだということを念頭に置いて、このキャッシュレス化の事業を進めていただければなというふうには思っておりますので、ぜひその点については御留意いただければというのが要望ではあります。

区政情報課長 事務局でございます。ただいま貴重な御意見ありがとうございます。ただい

まお話しいただいた件は一つ一つ、きちんと、私どももDX推進担当課と十分また話し合いをしながら、例えば、少なくとも個人情報の項目の変更がないとか、もしくは委託の条件に変更がないとか、委託先の選定基準に変更がないとか、委託の内容に大きな変更がないということは当然の前提ではございますけれども、今後、新たなそういった業務が始まる前には、あらかじめそういう取りまとめができたりというようなことがあれば、情報提供は適宜させていただきたいと思ひますし、十分慎重に取扱いを進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

会長 それでは、もし皆さん方から御意見がありませんでしたら、今の事務局の説明も含めてお諮りをしたいと存じます。よろしいでしょうか。では、項目14につきましてお諮りいたします。異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。ないようでしたら、併せまして諮問第972号については異議なしと認めます。

#### 諮問第973号

会長 続きまして、諮問第973号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の16ページを御覧ください。「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の17ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、障害福祉部障害保健福祉課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

障害保健福祉課障害保健福祉担当係長 障害保健福祉課、倉島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1、委託の件名でございますが、資料に記載されているとおりでございます。

2、委託の内容でございますが、こちらにつきましては精神障害者の社会参加支援事業として、当事者支援に効果的な役割を果たすピアサポーターが希望する活動先で活躍できるよう、ピアサポーターの養成、フォローアップを行う事業を外部委託により実施するものでございます。

事業内容としましては、ピアサポーターの養成研修、またピアサポーターと協同して活動することを希望する者、またはピアサポーターの活動に関心のある者 以下、協同希望者と言います への研修、ほかに個々に応じたピアサポート活動の体験学習、実習先とのマッチング、活動後のフォローアップなどピアサポーター活躍支援に求められる機能を提供するものでございます。具体的な業務につきましては、(1)から(7)に記載されているとおりでございます。

続きまして、3、諮問の趣旨でございますが、こちらにつきましても記載されているとおりでございます。

4、対象となる個人の範囲でございますが、(1)精神障害または精神疾患の経験がある者で、ピアサポーターの担い手となることを希望する18歳以上の区民、以下、ピアサポーター希望者と言います。並びに(2)協同希望者、こちらが対象となる個人の範囲でございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございます。(1)個人情報の項目として、区から委託先へ提供するものとして、ピアサポーター希望者につきましては、氏名、住所、生年月日、電話番号、病名、利用医療機関、所属、この「所属」とは、通所先や勤務先のことを指しております。ほかに、日頃の相談先、ピアサポーター養成研修の受講動機がございます。また、協同希望者につきましては、氏名、住所、生年月日、電話番号、所属、ピアサポーター養成研修受講動機がございます。委託先が本人から収集するものとして、ピアサポーター希望者のメールアドレス、金融機関口座情報、こちらは金融機関名、店名、口座種別、口座番号、口座名義になります。また、生活歴として病歴、受診歴を含むものも収集するものでございます。また、ピアサポート活動に対する意向や研修の振り返り内容がございます。協同希望者につきましては、メールアドレス、ピアサポート活動に対する意向、研修の振り返り内容がございます。また、区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

(2)件数でございますけれども、ピアサポーター養成研修の募集人数として、ピアサポーター希望者は15名、協同希望者は10名としておりますので、年間でピアサポーター希望者の件数は15件、協同希望者は10件となっております。

6、個人情報を取り扱う場所から9、委託先の電子計算機を利用した個人情報の有無でございますが、こちらにつきましては記載のとおりでございます。

10、委託先の個人情報の保護管理体制でございます。こちらは、(1)個人情報保護管

理に関する内部規程により要配慮個人情報が含まれたデータや書類等を厳重に管理すること等が定められ、個人情報の保護管理体制が確立されている。

(2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できる保管庫で保管していること。

(3) 個人情報を取り扱うパソコン等がネットワークに接続されている場合は、不正アクセス及びウイルスの侵入、もしくは拡散を防止するための措置を講じていることとしております。

11、委託の条件及び12、委託の開始時期及び期間については記載されているとおりでございます。

最後、13、委託先でございますが、こちらに関しましては未定となっております。今年の7月15日の委託契約に向けて、4月からプロポーザルを開始しておりますので、未定とさせていただきます。

説明は以上です。

会長 御質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと確認の意味で教えていただきたいんですが、18ページの委託で取り扱う個人情報の項目及び件数のところで、特に委託先が本人から収集するもの、この中にピアサポーター希望者については、メールアドレスのその次に、金融機関口座情報というのがここに並べられているような形でありますけれども、これは例えば研修とか実習に伴って、言わばお金の出入りがあるということを前提にして書かれているのか、その意味合いを教えていただきたいなと思います。

それから、19ページの13、委託先(参考)でまだ未定となっていて、今プロポーザル中だということなんですが、大体どういうふうな事業者を想定しているのか、そこをちょっと教えていただければと思います。以上2点です。

障害保健福祉課障害保健福祉担当係長 まず1点目ですけれども、今回の研修を受けた方、研修受講後に事業者のほうでピアサポーターの活動者として登録いたします。登録されたピアサポーターに対し、地域で活動する際に1時間当たり1,100円の報酬を支払うこととしております。ですので、委託先からピアサポーターの方にお金が振り込まれるという流れになっているので、金融機関情報というのを収集することになっております。

2点目、委託先ですけれども、障害者関係の施設を運営している社会福祉法人ですとか、障害福祉サービスを展開している社会福祉法人などを想定し、広く声かけをして募集



しているところでございます。

委員 ありがとうございます。

委員 この諮問内容なんですけれども、以前に似たようなことで諮問があって、何か内容がどう違うのかちょっと疑問に思いましたのでお教えいただければと思ひまして、このピアサポーター養成講座についての諮問というのは以前にありませんでしたっけ。記憶違いだったら申し訳ありません。

障害保健福祉課障害保健福祉担当係長 ピアサポーターを活用した事業、確かに以前もございまして、少し内容は異なりますが、以前行ったものとしては、ピアサポーターの方が精神科病院に訪問をし、精神科病院に入院されている方に対し、私たちはこういうふうにして地域で生活していますというような退院に関する動機づけ支援を行うという事業をやってございます。こちらの件で以前、個人情報保護審議会のほうに諮問させていただいております。

委員 そうですか、分かりました。養成講座ではなくてそういうことだったと。

会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。 ないようでしたらお諮りいたします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようですので、諮問第973号については異議なしと認めます。

#### 諮問第974号

会長 続きまして、諮問第974号になります。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の20ページを御覧ください。「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の21ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、高齢福祉部高齢福祉課、障害福祉部障害施策推進課でございます。

審議のポイントは、3、外部委託でございます。

それでは、所管課を代表して障害施策推進課より説明いたします。

障害施策推進課長 障害福祉部障害施策推進課、宮川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

委託の件名でございます。はり・きゅう・マッサージサービス受付業務委託についての

内容となります。

2の委託の内容ですが、区では、高齢者及び障害者を日常的に介護している家族に対し、高齢者には健康保持・増進の目的で、障害者を介護している家族には心身の疲労を解消することを目的として、この事業を外部委託により実施しているものです。現在は、このサービスの利用を希望する方につきまして、往復はがきで抽せん申込みという形を取っております。この方法を令和4年度より見直しまして、通常はがき、ファックス、電子メールによる申込方法に変更するというものでございます。抽せん結果につきましては、通常はがき及びファックスで申し込んだ方には、通常はがきでお返しをし、電子メールで申し込んだ方には電子メールで回答いたします。

3の諮問の内容ですが、この業務委託におきまして取り扱う個人情報の項目を追加するものでありまして、条例第12条の規定に基づき諮問するものとなります。

4の対象となる個人の範囲ですが、電子メール及びファックスで申し込んだ利用申込者及び利用者というふうにしてございます。

22ページ目を御覧ください。5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。項目ですけれども、委託先が御本人から新たに収集する項目といたしまして、メールアドレスとファックス番号というふうにさせていただいております。件数ですが、年間で全体2,500件を見込んでおりまして、このうちファックスでは250件、電子メールで250件程度を見込んでいます。

6、個人情報を取り扱う場所ですが、記載のとおりでございます。委託先の施設、それから実施場所となります。

7、個人情報を取り扱う場所につきまして、区及び委託先以外の者との共用の有無はございません。

8、委託先との個人情報の授受の方法は、口頭及び文書によります。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無ですが、こちらはございまして、10番の保護管理体制のほうですけれども、この文書につきましては、施錠できるキャビネットで保管をいたします。

(2) パソコンは通常時には施錠された場所で保管しまして、限られた職員のみがロックを解除し、使用できる運用といたします。

(3) 文書及びデータですが、常に正確及び最新のものとして管理し、必要でなくなった場合には速やかに破棄し、または消去するということとしてまいります。

委託の条件については記載のとおりでございます。

23ページ目を御覧ください。委託の開始時期ですが、承認いただければ、本日以降継続して行ってまいります。

13、委託先ですが、現在の委託先の株式会社L e n Sというところに受付業務を委託しておりますので、記載してございます。

御説明は以上です。

会長 ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。22ページのところにある件数（見込み）のところです。ファックスが250件、それから電子メールが250件、いずれも年間ということなんですが、先ほどちょっと2,500という話があって、これは250、250ということによろしいんですね。その上で、はり・きゅう・マッサージサービスを希望する区民の方の想定数はこうだよということだと思っておりますが、そもそも区として把握している日常的に様々な高齢者もしくは障害者を介護なさっていて、このような需要のある、ニーズのある方をどのくらいと見込んでおられるのか、そこを大きな大体の概数で結構ですけれども、どのくらいの人数となっているのか、お分かりであれば教えていただきたいと思っております。

障害施策推進課事業担当係長 係長の奥山からお答えしたいと思います。

ニーズがどれくらいあるか推計するのは難しいですが、今65歳以上の高齢者が大体18万5,000人から19万人いらっしゃって、愛の手帳をお持ちの方や身体障害者手帳をお持ちの方が両方合わせると2万3千人ほどいらっしゃいます。具体的な総数はそのような形で分かりますが、その中でどれくらいニーズがあるか把握したデータはございません。

障害施策推進課長 すみません、補足させていただきますと、この事業はもう長いこと続けている事業でして、令和2年度はコロナというところがありまして実績が少なかったのですが、それ以前の実績がおおむね2,500件程度で推移していたことを踏まえまして、今回この数で想定をしています。

委員 では、区のほうでは、よく高齢者の様々な項目で実態調査なり、それから障害をお持ちの方の実態調査をなさって、そういう統計なりをお持ちだというふうに思うんですが、これまでは、言わばコロナの影響が出る前のところは、大体2,500件程度がニーズとして存在をしていた。そういう想定の上で、今回、ファックス、電子メールでサービスを直接受け付ける場合には、このくらいの想定があるかなと、そういう関係で数値を出したという理解でよろしいんですね。

障害施策推進課長 おっしゃるとおりです。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかにはよろしいでしょうか。念のため確認いたしますけれども、これは方法を変えるのは、利用者数を拡大するためにこのほうがいいであろうということによって変えるということによろしいですか。

障害施策推進課事業担当係長 利用者数の拡大もそうですし、あとはコロナによって落ち込んだ利用者数を回復させる意味もあります。そして何よりも今では申込が往復はがきに限る方法は少なく、メールであったり、電話であったり、ファックスであったり、様々な申込方法を使って申し込まれているというのがほとんどでございますので、このはり・きゅう・マッサージ事業についても、ファックスや電子メールといった申込方法を拡大することによって、利用者の利便性を向上させるという目的が一番でございます。

会長 逆にそうだとすると、現在2,500が、ファックスや電子メール、あるいは往復はがきをやめて通常はがきにすれば当然ハードルは下がるわけで、今の2,500が5,000とか1万というふうになる、普通だったらそういうふうにするほうが自然かなと思うんですけども、現在2,500という母数をそのまま維持して想定されているというのは何か意味があるのでしょうか。

障害施策推進課事業担当係長 これまで、横ばいで件数が推移していたため、今回の申し込み方法の変更により件数が増えるという想定はしておりません。少々ご質問から外れるかもしれませんが、このはり・きゅう・マッサージサービス事業は、現在も6割、7割ぐらいのキャパで運営しておりますので、申し込み方法の変更により、もう少し利用が増えなくても対応できる会場、スタッフがあり、件数増については問題ないと考えております。

会長 分かりました。併せてもう一つ、4番の対象となる個人の範囲なんですが、ここでは電子メール、ファックスで申し込んだということになっていますが、業務的には業務委託をするのであれば、通常はがきの申込分も全部渡して一括で抽せんしてもらって、そして抽せん結果を送ったほうが何となく効率的なような気がするし、そのほうが業務としては自然な気がするんですけども、なぜはがきとメール、ファックスを分離して、はがきは職員がやるということなのか、それともそうじゃなくて、もともとはがきについては既に業務委託しているから今回の諮問事項に入っていない、そういう意味合いなんですか、そこをちょっと確認させてください。

障害施策推進課事業担当係長 今年度から往復はがきから通常はがきに変更になりますが、

往復はがきから通常はがきに変わっても、業務委託におきまして取り扱う個人情報の項目が変わらないため、本諮問内容には含めていないということであり、はがきでの申し込みについても業務委託しているということでお間違いないです。

会長 分かりました。そうすると、実質的な業務としては、ここにはメール、ファックスとありますけれども、全て一括して委託先に出すんだという意味合いでよろしいですね。

障害施策推進課事業担当係長 そうです。

会長 分かりました。ありがとうございます。

では、ないようでしたらお諮りいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようですので、諮問第974号については異議なしと認めます。

## (2) 報告事項

事前送付した報告事項に係る質問への回答について(報告第343号及び第344号)

会長 今日では諮問事項は全て外部委託であったような気もしますが、続きまして、事前に事務局から送付いたしました報告事項について確認をさせていただきたいと思います。

委員の皆さん方には事前に内容を確認いただきまして、質問があればということで事務局に質問いただき、その回答について、本日、事務局より説明をいただきたいと思いません。よろしくお願ひいたします。

区政情報課長 それでは、資料の24ページを御覧ください。事前に送付しております報告案件の第343号高齢者・障害者保健福祉業務における個人情報の本人外収集の報告につきまして、また、報告第344号感染症予防業務における新型コロナウイルス感染症後遺症アンケートの調査分析業務に係る外部委託の報告についてにつきまして、24ページから28ページまで、委員の皆様からいただきました御質問とそれに対する回答を記載しているところでございます。委員の皆様には、こちらの回答をもちまして御了解いただければと考えてございます。

会長 とりわけ、御質問なされた皆様方、事前にもやり取りがあったかと思いますが、この回答をもちまして御了解いただけますでしょうか。少し時間を置きますので確認をしてください。大丈夫ですか。

では、この回答をもちまして、事前に確認した報告事項を了解したいと思ひます。よろ

しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。ないようでしたら、事前に確認した報告案件の第343号と第344号については了解をいたします。

### (3) その他報告事項

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会の検討状況について

会長 では、その他報告事項に移りたいと思います。

これはお手元のその他報告資料のNo. 1以降になりますが、まず最初、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会の検討状況について、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは資料の29ページ、その他報告資料No. 1を御覧ください。世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会の検討状況について御報告させていただきます。

1、主な議論の内容でございます。令和4年2月の諮問第968号に関して、3月23日に第1回小委員会を開催しているところでございます。その小委員会では、新たな個人情報保護制度を構築する上での世田谷区の3つの基本方針案を委員から御提案いただきまして、検討の柱となる方針を確定していただきました。また、現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)を基に、改正法の全体像を確認するとともに、個別課題案件について御議論いただきました。昨日も小委員会を開催したところでありますが、引き続き御議論いただくこととしております。

2、委員名簿でございます。(1)小委員会委員については記載のとおりでございます。

(2)オブザーバー委員でございますが、情報公開・個人情報保護審議会条例第9条に基づき出席いただくこととしたものであり、小委員会では、オンライン結合などシステムに関する観点から、専門的知見を有する方に意見を聴く必要があると考えたためです。こうしたことから弁護士であり、なおかつシステム監査技術者の専門的資格をお持ちでいらっしゃる山辺直義様に御出席いただいております。

3、今後のスケジュール(予定)でございます。昨日、第2回の小委員会を開催したところです。5月12日に第3回小委員会を開催し、5月31日には小委員会意見書を御提出い

ただくことを予定してございます。その後、6月24日には第3回審議会において、本件法改正に係る諮問の審議を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、30ページの別紙1でございます。こちらは小委員会のスケジュールでございます、記載のとおりでございます。

次の31ページの別紙2を御覧ください。新たな個人情報保護制度を構築する上での世田谷区の3つの基本方針案でございます、この内容にて確定していただいたところでございます。今回の検討の柱となるものであり、読ませていただきます。

1 世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。

2 区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。

3 行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

続きまして、資料の32ページを御覧ください。現行条例と改正法の比較課題整理一覧表でございます。こちらの資料は小委員会において、条例と改正法の全体を俯瞰し、検討漏れなどがないように作成したものでございます。表のタイトル行を見ていただきたいのですが、左から、現行条例の関係部分ということで条文明で書いております。その右に移りまして、見出しとして規定の名称、次に、新条例への規定の可否ということで、法改正後の新たな条例にも規定することが可能かどうか、丸の印が新たな条例にも規定できると考えられる項目となります。その右に移りまして、検討すべき課題事項として記載しております。そのさらに右につきましては、影響としておりまして、法改正に伴う影響度が高いと考えられる事項となっております。さらに、一番右が法改正における関係規定条文となっております。

小委員会におきましては、この資料に加えまして、個別具体の課題に対し事務局にて個票を作成し、それぞれ御意見をいただくとともに、方向性を検討していただいているところでございます。

事務局からの説明につきましては以上でございます。

会長 それでは、皆様方から御質問があればと思いますが、御質問といってもなかなか中身が何も書いていないものですから、外形的な委員とかスケジュールぐらいしかありませんが、とりわけ3つの基本方針については重要なポイントですので、いま一度御確認

いただければと思っております。

なお、本当だったら、もっときちんきちんとスケジュールが組まれて、皆様方に御報告しながらということもあろうかと思うんですけども、何といてもまだ国からガイドラインとか政令等が出てきていないという状況で、私たち小委員会のメンバーも斉木委員長も御苦労いただいておりますけれども、仮にという形で議論が進んでいるということですので、また5月12日以降、小委員会できちんと議論した上で皆様方に御報告をさせていただくという予定になっておりますが、小委員会のほうの委員長であります斉木先生、付け加えることは何かありますでしょうか。

副会長 ありがとうございます。第1回、第2回まで一応進みましたがけれども、まだ資料等がそろっていない状況の中で、第3回でどこまでいくのかということになるかと思えます。先ほど会長のほうからお話がありましたけれども、5月31日のところは一応委員の期限が切れるというところで提出ということで、この段階では委員会というよりも、その段階までに一旦、委員の切れる段階で提出ができるようにするという感じでよろしいでしょうかね、ということになっております。連休中にかかって資料等の確認をしなきゃいけないのかなということですので、小委員会の皆様はひとつよろしく願いいたします。

会長 という形で、世の中は10連休らしいんですが、区政情報課ほか皆さん方は連休中が勝負のようですので、ぜひともよろしく願いいたします。私たちもできる限りの検討はさせていただきたいと思っております。委員の皆さん方、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか、皆さん方、何か御質問ありますでしょうか。では、予定どおりいけば5月31日までに取りまとめを行いまして、斉木委員長から、この親委員会のほうに御報告いただくという予定になっております。事務局、よろしいですか。

区政情報課長 結構でございます。どうぞよろしく願いいたします。お忙しいところ恐縮です。

会長 では、ただいまの報告を了解いたしたいと存じます。

ほかに事務局より御報告はありますでしょうか。

区政情報課長 それでは、本日も慎重に御審議いただきまして、皆様本当にありがとうございました。

本審議会の委員の任期につきましては、来月5月31日までとなっております。この審議をもちまして、本審議会での審議を終えられる方もいらっしゃると思います。この2年



間、区の様々な所管課による諮問案件の審議を行っていただきました。また、2か月に1回という開催ということでもあり、相当な御負担をおかけしたものと思っております。審議会の審議につきまして、御協力いただきましてありがとうございました。御礼申し上げます。

また、6月以降も継続いただく委員もいらっしゃいます。本当にありがとうございます。継続していただきます委員の皆様におかれましては、引き続き6月以降の審議にも御協力をよろしく願いいたします。

最後に、審議会の日程の確認でございます。本日の会議次第にも記載しておりますとおり、令和4年度第2回の審議会につきましては、6月17日金曜日午後2時から庁議室で開催いたします。今回、新しい委員での最初ということもありまして、感染状況も気になるころではありますけれども、現時点では区役所の庁議室のほうで開催を見込んでいるところです。また、第3回の審議会につきましては、6月24日金曜日午後2時から今回同様オンラインの開催ということで考えております。

6月につきましては2回の開催というふうになるかと思っておりますけれども、案件は先ほど申し上げましたように、6月17日が本日のような通常回、また6月24日は、先ほど御報告しました小委員会での取りまとめいただいたことについて、いわゆる具体的な答申に向けて意見交換等を含めて審議いただくというところでございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。また、6月以降も委員を継続いただける方につきましては、開催が近づいてきましたら通知のほうを差し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からの御報告につきましては以上でございます。ありがとうございます。

会長 それでは改めまして、2年間どうもありがとうございました。お世話になりました。お礼申し上げます。

### 3. 閉 会

会長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。